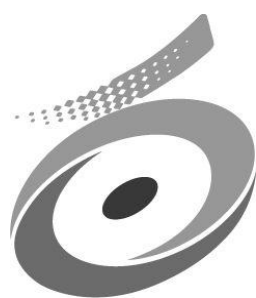


# 白河市第2次行政改革大綱

(平成24年度～平成26年度)



平成24年3月

白 河 市

# 目 次

I	策定の趣旨	1
II	行政改革の理念	2
1	行政改革の目標	2
2	行政改革の視点	3
3	行政改革の基本方針	4
III	行政改革の重点事項	5
1	効率的・効果的な行政経営の推進	5
(1)	簡素で効果的な行政体制づくり	5
(2)	中長期的な財政の健全化	5
(3)	事務事業の重点・効率化	6
(4)	公共施設の効率的な管理運営	6
2	質の高い行政サービスの推進	7
(1)	利便性の向上	7
(2)	開かれた行政の推進	7
(3)	参画及び協働の推進	8
(4)	職員の能力向上及び意識改革	8
IV	行政改革の進行管理	9
1	行政改革の推進期間	9
2	行政改革の推進体制	9
3	行政改革の進捗状況の公表等	9
	〈行政改革の体系図〉	10
	〈重点事項の体系図〉	11
	〈用語解説〉	12

## I 策定の趣旨

本市においては、平成19年3月に行政改革の基本方針となる「白河市行政改革大綱（※1）」を策定し、また、同年12月に行政改革の具体的な取り組みを示した「白河市行政改革実施計画（集中改革プラン）」を策定し、積極的に行政改革を推進してきたところです。

今日まで、事務事業の見直しによる歳出の抑制と歳入の確保に努めながら、積極的に債務の繰上償還を行うとともに、本庁への業務集約、民間委託の推進等により、総職員数の削減に取り組んできた結果、経常収支比率（※2）や実質公債費比率（※3）の財政指標が改善されました。また、同時に、職員の資質向上や簡素で効率的な組織機構の構築を図り、行政サービスの維持・向上に努めてきたところであり、一定の成果を得ることができました。

しかしながら、本市を取り巻く環境の変化としての東日本大震災とこれに伴う原子力発電所の事故は、これまでに経験したことのない大災害であり、従来の災害復旧・復興対策や支援制度ではカバーできないニーズに対しても、引き続き市として対応しなければなりません。また、財政面においては、高齢化の進行による扶助費（※4）等の歳出増加に加え、景気低迷等による影響で地方税収入の伸びは見込めない状況であります。さらに、合併算定替期間（※5）が終了する28年度以降からは地方交付税（※6）の段階的減収が確実にあります。

一方、地方分権（※7）の進展により、地方自治体に対する義務付け・枠付けの見直し（※8）、権限の移譲（※9）等が進み、市の役割と責任がますます高まっていくものと予想されます。

こうしたことを踏まえ、財政の健全性に努めながら、市災害復興計画に位置付けた事業の着実な推進や喫緊の課題に対して、行政資源の重点的、効率的な配分を行うためには、更なる行政改革の推進を図る必要があります。

また、行政改革は常に取り組みすべき重要課題であり、改革に当たっては全職員が改革意識を自覚・共有し、一丸となって取り組むことが求められます。

このことから、基本的には23年度に計画期間が満了する第1次行政改革の考え方を踏襲しつつ、これまでの取り組みによる成果や本市を取り巻く環境の変化等を踏まえ、24年度から引き続き行政改革を推進するため、第2次白河市行政改革大綱を策定するものです。

## II 行政改革の理念

### 1 行政改革の目標

本市を取り巻く環境が変化する中で、これまで築き上げてきた個々の行政サービスの水準を将来的にも維持するとともに、新たな市民需要や行政課題に的確に対応するためには、引き続き自己決定・自己責任の考えを基本に、行財政運営の自主性及び自立性を高めることが重要です。

一方、これまでは、法令遵守や事務事業の執行手続が重視され、事務処理が適正に行われているかどうか重点が置かれてきました。しかし、今日では、市民の価値観や生活様式が多様化する中で、提供された行政サービスによって、市民満足度がどの程度向上したかが成果として求められるようになってきました。

したがって、経費の節減等を主眼としたこれまでの減量型の行政改革に加え、今後は更に行政を経営するという新たな視点に立ち、限られた行政資源（人材、施設、資金、情報等）を有機的に結び付け、市民本位の質の高い行政サービスを将来にわたり提供できる質的な行政改革を併せて行うことが必要です。

以上のような観点から、本市の行政改革の目標（目的）を次のように定めます。

#### 【目標】



将来にわたり持続可能な自治体経営の実現

## 2 行政改革の視点

行政改革の目標である「将来にわたり持続可能な自治体経営の実現」に向けて、次の4つの視点から行政改革を推進します。

### 【視点】

#### (1) 市民満足度の向上

市民の需要や期待に基づき、目的意識を持って迅速かつ的確にサービスを提供することで市民満足度の向上を目指す行政運営を推進します。

#### (2) 市民協働の推進

市政への市民参画と協働をはじめ、企業や民間団体等を活用した適正なサービスの提供など、行政と市民等との適切な役割分担及び相互連携による行政運営を推進します。

#### (3) 公正の確保と透明性の向上

行政活動の状況について積極的に市民に情報を提供し、説明責任を果たすことで、公正の確保及び透明性の向上を図り、市民に分かりやすく信頼される行政運営を推進します。

#### (4) 行政資源の有効活用と適正配分

職員が柔軟な発想とコスト意識を持ち、効果的に業務を遂行するとともに、公共施設の有効活用、重点的な財源の配分による予算編成と効率的な執行など、中長期的な視点に立って、行政資源を有効に活用し適正配分する行政運営を推進します。

### 3 行政改革の基本方針

行政改革の目標を達成するため、4つの視点を踏まえて、次のとおり基本方針を定めます。

#### 【基本方針】

## 1 効率的・効果的な行政経営の推進

最少の経費で最大の効果を挙げるため、PDCA（※10）のマネジメントサイクルによる事業の選択と集中及び資源の適正配分を図るとともに、公共施設の効率的な管理運営や民間活力の導入など、効率的・効果的な行政経営を推進します。

また、業務改善を推進し、経費の節減等の歳出の見直しと併せて、受益者負担の適正化や市有財産の有効活用など、自主財源をより安定的に確保するための取り組みを行います。

さらに、多様な市民需要や行政課題に迅速かつ的確に対応していくため、簡素で効果的な組織機構を整備するとともに、地方分権の進展や国の制度改革の動向などを考慮しながら、適正な定員及び給与の管理等に努めます。

## 2 質の高い行政サービスの推進

市民生活に関連の深い窓口サービスにおける利便性の向上やサービス水準の向上に取り組むなど、質の高い行政サービスを提供します。

また、市政に関する情報を市民に分かりやすく発信し、情報の共有化を図るとともに、市民参画の拡充や市民意見の反映に努めながら、市民と行政の連携・協働の取り組みを推進します。

さらに、職員一人ひとりが意識や行動を改善することをはじめ、使命感を持ち環境変化に柔軟に対応し、課題に積極的に挑戦する組織風土づくりを推進するため、職員の資質向上を図るとともに、職員のやる気を促し意欲を高めるための制度を確立するなど、職員の意識改革に努めます。

### Ⅲ 行政改革の重点事項

基本方針に基づく行政改革の重点事項を次のとおり定めます。

#### 1 効率的・効果的な行政経営の推進

##### (1) 簡素で効果的な行政体制づくり

複雑・多様化する市民ニーズや新しい行政課題に的確かつ迅速に対応していくため、簡素で効率的な組織機構を基本に、常に見直しを行い、柔軟で機動的に業務を執行できる体制づくりに努めます。

また、限られた行政資源を効果的に配分するためには、内部管理経費の縮減が重要であることから、地方分権の進展等の状況を踏まえつつ、職員数の抑制を基調とした定員管理を進めます。

さらに、職員給与については、国の制度改革の動向、他の市町村や民間事業従事者との均衡などを考慮しながら、市民の理解が得られる適正な給与水準の維持に努めます。

なお、これらの情報については、分かりやすく公表します。

##### 【具体的取組項目】

①組織機構の最適化

②職員定員・給与の適正管理

##### (2) 中長期的な財政の健全化

実質公債費比率など、主な財政指標は改善傾向にあるものの、本市の水準は他市と比較すると、依然として高い水準にあることから、将来に向けて持続可能な行財政基盤を確立していくため、中長期的な財政運営の指針を策定し、市債残高の着実な低減を図るなど、財政の健全化に努めます。

また、景気低迷の影響による税収の減少が予想される中、補助金等の適正化をはじめとする歳出の見直しと併せて、自主財源をより安定的に確保するための取り組みが必要かつ重要です。そのため、これまでも市税等の収納率の向上や受益者負担の適正化、市有財産の有効活用などに取り組んできたところですが、引き続き積極的な取り組みを行います。

さらに、企業誘致を促進するなどの産業振興により地域経済を活性化し、市税収入の維持・拡大に努めます。

##### 【具体的取組項目】

①自立的な財政運営

③歳出の合理化

②歳入の確保

### (3) 事務事業の重点・効率化

限られた行政資源を最大限に活用する観点から、電子化・システム化により内部事務の簡素化を図るとともに、社会経済情勢などの環境変化を踏まえ、所期の目的に照らし効果が薄れてきた事業や、将来にわたり現行水準を維持することが困難な行政サービスなど、見直すべきものについては成果重視の視点から行政評価制度（※11）等を活用して見直しを進めます。

また、少子高齢化の進行、学校施設をはじめとする社会基盤の老朽化による更新需要の増大等の中長期的な傾向を的確に把握しながら、組織の運営目標を設定し、PDCAのマネジメントサイクルによる事業の選択と集中に努めます。

さらに、本市ではこれまでも民間活力を導入し、事務事業の効率化に一定の成果を挙げてきましたが、今後も、法適合性、行政責任の確保、市民サービスの向上、人件費をはじめとするコスト削減などの事項について検討しながら、引き続き民間委託等の推進に努めます。

#### 【具体的取組項目】

①事務事業の重点化

③事務執行の効率化

②事務事業の再編整理

### (4) 公共施設の効率的な管理運営

公共施設については、地域特性、財政状況等を総合的に勘案しながら適正な整備を行うことを基本とし、既存の公共施設については、現在及び将来の需要、老朽化の状況等を考慮し、そのあり方を検討するとともに、民間譲渡や用途変更による利活用に努めます。

また、指定管理者制度（※12）については、公共施設においてより良いサービスを効果的・効率的に市民に提供するため、引き続き積極的な導入を進めるとともに、既に導入している施設については、その効果等を検証し見直しを進めます。

さらに、公共施設等に関する基本情報を集約しデータ化を図りながら、施設の管理運営コストの縮減など効率的な管理運営手法を検討します。

#### 【具体的取組項目】

①公共施設等の見直し

②民間活用の推進



## 2 質の高い行政サービスの推進

### (1) 利便性の向上

市民にとって市役所の姿を最も実感できるのは、各種行政サービスの窓口を利用するときであり、また、窓口は、市民の行政に対する評価を決める大きな要素となることから、引き続き、地域住民の視点に立ち、窓口等において「便利さ」や「分かりやすさ」を実感できるよう、質の高い行政サービスの提供を目指します。

また、市民に身近な場所であるコンビニエンスストアでの市税や料金の納付、各種証明書の交付などを行うことができる環境を整え、行政サービスの利便性の向上に努めます。

さらに、各種手続の案内や通知を発送する場合など、高齢者などの受け手の状況に応じたよりの確な対応に努めます。

#### 【具体的取組項目】

①窓口等サービスの向上

②納税・証明等のコンビニ活用

### (2) 開かれた行政の推進

行政が保有する市政や地域の情報については、市民に利用しやすくかつ分かりやすい内容での提供に努め、市民と行政の情報の共有化を進めます。

また、地域に積極的に向かい市民と直接対話する機会の拡充をはじめ、多様な機会における市民とのコミュニケーションを通じて市民ニーズを把握するとともに、市政に関してアドバイスを得心することなど広聴の充実に努めます。

さらに、情報公開条例（※13）、個人情報保護条例（※14）、行政手続条例（※15）などの適正な運用を行い、行政運営の公正の確保と透明性の向上に努めます。

#### 【具体的取組項目】

①情報の共有化

②市民意見の反映

### (3) 参画及び協働の推進

市民と行政が共通認識をもって相互の連携を図り、対等なパートナーとして、共に地域課題を解決する市政を実現するため、その基本的なルールづくりに取り組み、より一層の市民参画及び市民との協働の推進に努めます。

また、市民が自発的に行動し身近な地域課題を解決するための活動を支援するとともに、子どもから高齢者まで幅広い地域住民やNPO（※16）をはじめ市民活動団体の交流を促進するなど、地域で支え合う環境の整備に努めます。

さらに、市民が学ぶ機会の充実を図るとともに、市政への多様な参加機会の確保に努め、まちづくりに参画するきっかけづくりを進めます。

#### 【具体的取組項目】

①市民参加の充実

②地域協働の推進

### (4) 職員の能力向上及び意識改革

行政改革を真に実効性のあるものとするためには、職員の更なる資質の向上が不可欠です。組織内での情報共有やコミュニケーションを活発化し、職員一人ひとりが改革意欲を持ち、職務を遂行できる環境づくりを推進します。

また、経験年数や職責に応じて必要な研修を実施するとともに、公的専門研修機関や民間の研修機関などに職員を派遣するなど、高度な知識の習得と能力開発に努めます。

さらに、職員のやる気を促し意欲を高めるために、能力や実績を適正に評価できる人事評価制度（※17）を確立するとともに、優れた提案や取り組みを行った職員を推奨する制度の充実にも努めます。

#### 【具体的取組項目】

①人材育成の推進

②職員の意識改革

## **IV 行政改革の進行管理**

### **1 行政改革の推進期間**

第2次行政改革の推進期間は、平成24年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする3年間とします。

### **2 行政改革の推進体制**

第2次行政改革を推進するに当たっては、市長のリーダーシップの下に、全職員が改革意欲を共有するとともに、市民の意見を反映しながら、市民と行政とが協力・協働して取り組むことが重要であり、次のような推進体制により行政改革を推進します。

#### **(1)行政改革推進本部**

行政改革の取り組みを着実に推進するために、市長を本部長とする白河市行政改革推進本部が中心となって進行管理を行います。

#### **(2)行政改革推進委員会**

行政改革の推進状況について、本市は、市民代表からなる白河市行政改革推進委員会に適時報告し、多面的な観点から意見を求めます。

### **3 行政改革の進捗状況の公表等**

行政改革大綱の進捗状況や成果等について、広報紙、ホームページ等を通じて市民に分かりやすく公表します。

# 〈行政改革の体系図〉

## 【計画期間】

平成24年度から26年度までの3年間

## 【目標】

将来にわたり持続可能な自治体経営の実現

## 【視点】

市民満足度の向上

市民協働の推進

公正の確保と透明性の向上

行政資源の有効活用と適正配分

## 【基本方針】

1 効率的・効果的な行政経営の推進

2 質の高い行政サービスの推進

## 【重点事項】

8の重点推進項目

18の具体的取組項目

個別取組項目

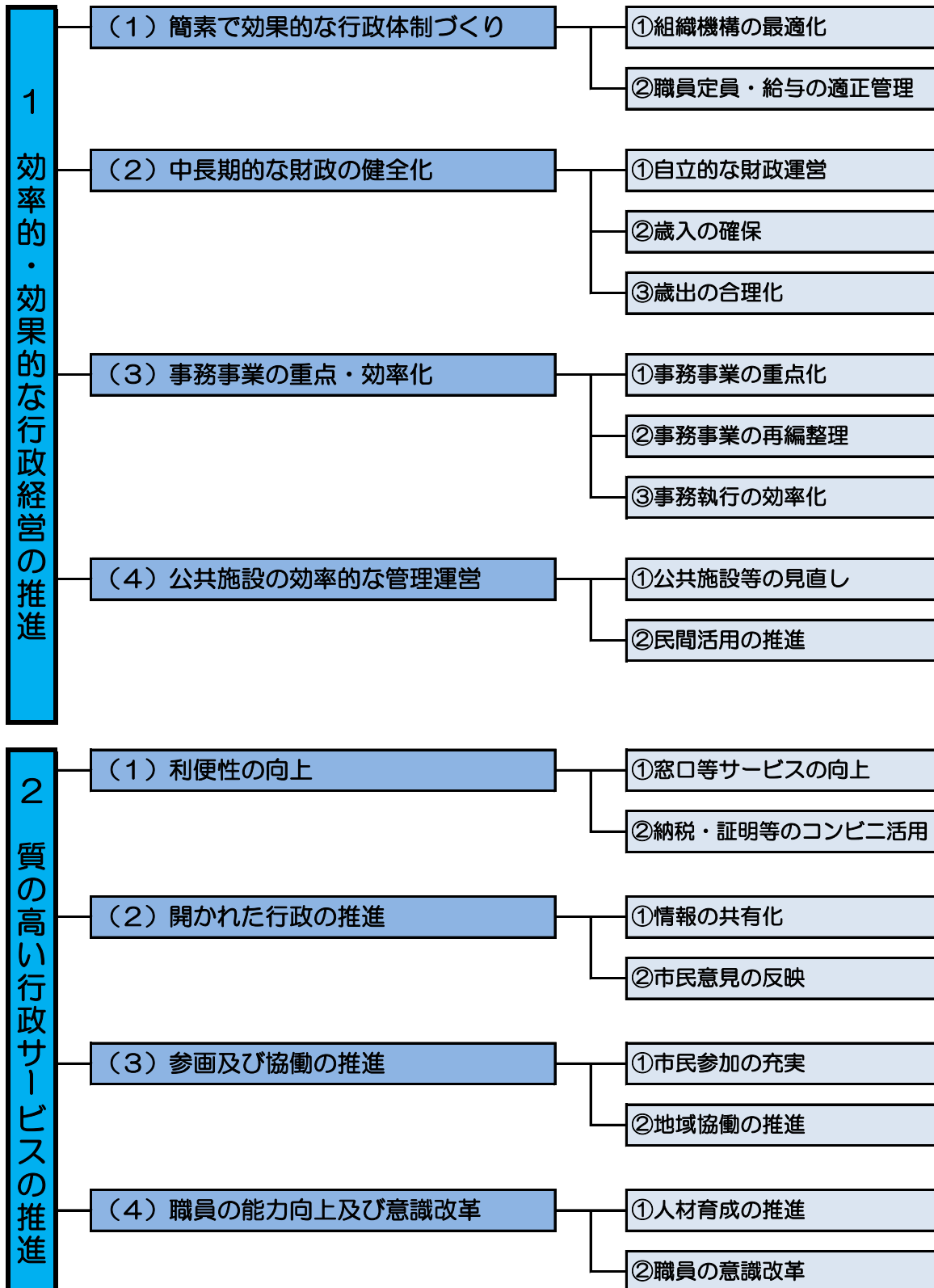
※実施計画において推進内容及び時期等の方策を明示

# 〈重点事項の体系図〉

【基本方針】

【重点推進項目】

【具体的取組項目】



## 用語解説

### (※1) 行政改革大綱

地方公共団体が実行すべき行政改革（①事務事業の見直し、②時代に即応した組織の見直し、③定員管理及び給与の適正化の推進、④効率的な行政運営と職員の能力開発等の推進、⑤行政の情報化の推進等による行政サービスの向上、⑥公共施設の設置及び管理運営）の方針をまとめた計画

### (※2) 経常収支比率

経常的な一般財源（市税や普通交付税などの経常的な収入で用途が特定されていないもの）が市の支出する経常的な経費（人件費、扶助費、公債費など義務的な性格を持つ経費）に充てられる割合で、市では70%から80%までの範囲にあるのが望ましく、それを超えると財政構造の弾力性が失われる。

### (※3) 実質公債費比率

公債費だけでなく債務償還経費や一部事務組合に対する負担金、公営企業会計に対する繰出金なども債務（借金）にとらえ、この債務が標準財政規模に対してどのくらいの割合になっているのかを示す比率

### (※4) 扶助費

社会保障制度の一環として生活困窮者等に対してその生活を維持するために支出される経費

### (※5) 合併算定替期間

合併後であっても、合併がなかったものと仮定して、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税額の合算額を保障する期間

### (※6) 地方交付税

地方公共団体が、等しく合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行し財産を管理することができるように、必要な経費と徴収が見込まれる税収額を算定し、必要な経費に対して税収額が不足する場合に、その差額を国が補填するため交付される税

### (※7) 地方分権

国からの権限や財源を移譲して、地方公共団体の自主性と責任に基づき、地方の実情にあった行財政運営ができるようにすること。

### (※8) 義務付け・枠付けの見直し

国が法令により定めていた基準や義務を見直し、その基準を地方公共団体の条例に委任すること。

### (※9) 権限移譲

国又は都道府県の事務を住民に最も身近な市町村に移譲すること。

### (※10) PDCA

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の1つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

(※11) 行政評価制度

市が行う施策や事務事業（目的を達成させるために、予算や人材を投入し行う事業）について、活動を行った数値を用いて点検・評価し、見直し・改善につなげるほか、それらを市民へ情報提供する制度

(※12) 指定管理者制度

多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間活力を活用し、住民へのサービス向上と経費の削減を図ることを目的とする制度

(※13) 情報公開条例

市民等の申請に基づき、市が保有している情報（個人情報等を除く。）を公開することについて定めた条例

(※14) 個人情報保護条例

市が保有する個人情報を適切に保護するために定めた条例

(※15) 行政手続条例

行政が処分をする際の審査基準や、特定の者に不利益処分をしようとする際の手続（聴聞、弁明の機会の付与等）等について定めた条例

(※16) NPO

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を指し、社会の様々な課題に対して特定の活動目的を持つ組織や団体のこと。

(※17) 人事評価制度

職員が1年間に職務上発揮した行動、能力等について、市職員として求められる行動、期待される能力であったかという観点から評価し、評価結果を人材育成や任用等に活用する制度